

命を守る 住宅用火災警報器

設置してますか？点検してますか？

10年経ったら
交換を！

福岡県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられました。

平成21年6月1日から令和5年6月1日で**14年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

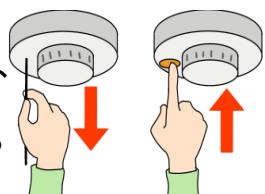
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

福岡県／福岡県消防長会（福岡県内24消防本部）

北九州市消防局／福岡市消防局／久留米広域消防本部／飯塚地区消防本部／田川地区消防本部／大牟田市消防本部／直方市消防本部／行橋市消防本部／中間市消防本部／柳川市消防本部／甘木・朝倉消防本部／筑後市消防本部／八女消防本部／京築広域圏消防本部／筑紫野太宰府消防組合消防本部／春日・大野城・那珂川消防組合消防本部／直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部／遠賀郡消防本部／苅田町消防本部／糸島市消防本部／みやま市消防本部／粕屋南部消防組合消防本部／宗像地区消防本部／粕屋北部消防本部

（お問い合わせは、最寄りの消防本部へ）

【後援】

FDMA
住民とともに
総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

